Ш

峃

引

四 入所定員が91人以上の場合	1
	407単位
b 区分B	319単位
c 区分C	249単位
(2) 通所による指定旧法施設支援を行う場合	
→ 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	
a b以外の場合	
i 区分A	403 単位
ii 区分B	394 単位
iii 区分C	384 単位
b 分場において行う場合	
i 区分A	514 単位
ii 区分B	475 単位
iii 区分C	436 単位
二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	
a 区分A	551 単位
b 区分B	514 単位
c 区分C	477 単位
😑 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	420 単位
ロ 旧指定特定身体障害者通所授産施設の場合	
(1) (2)以外の場合	
(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	
a 通所による入所者の定員(分場に係る入所者の定員を除く。以下同じ。	-
i 区分A	693単位
ii 区分B	656単位
iii 区分C	579単位
b 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合	= 10 W #=
i 区分A	543単位
ii 区分B iii 区分C	519単位 494単位
ш 区ガモ c 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合	494 年1 2
C 週別による人別省の定員が41人以上00人以下の場合 i 区分A	433単位
ii 区分B	418単位
iii 区分C	387単位
血	307年世
i 区分A	373単位
ii 区分B	362単位
iii 区分C	340単位
二	010+12
a 通所による入所者の定員が20人の場合	
i 区分A	939単位
ii 区分B	865単位
iii 区分C	791単位
b 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合	
i 区分A	727単位
ii 区分B	677単位
iii 区分C	628単位

- c 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 i 区分A 601単位 ii 区分B 571単位 iii 区分C 542単位 d 通所による入所者の定員が61人以上の場合 区分A 508単位 ii 区分B 487単位 iii 区分C 466単位 (三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 420単位 (2) 分場において行う場合 → 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 a 区分A 514単位 b 区分B 475単位 c 区分C 436単位 (二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 a 区分A 551単位 b 区分B 514単位 c 区分C 477単位
- 注1 指定身体障害者施設基準第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設(以下「旧指定特定身体障害者入所授産施設」という。)又は同号口に規定する指定特定身体障害者通所授産施設(以下「旧指定特定身体障害者通所授産施設」という。)(それぞれ指定身体障害者施設基準第51条第1項に規定する分場を含む。以下「旧指定特定身体障害者授産施設」という。)において、指定旧法施設支援を行った場合に、入所者の障害種別等に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

420単位

(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

- 2 旧身体障害者授産施設支援費の算定において、入所者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
- 3 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、旧指定特定身体障害者 授産施設の職務に従事する指定身体障害者施設基準第49条第1項第2号又は第50条第1項第 2号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法で、入所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配置しているものとして 都道府県知事に届け出た旧指定特定身体障害者授産施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき99単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき99単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき48単位を、それぞれ所定単位数に加算する。
- 4 旧指定特定身体障害者授産施設の1月間の入所による指定旧法施設支援を受けている入所者の利用日数の合計数に身体障害者福祉法第18条第1項の規定により市町村が行った措置に係る入所者の在所日数の合計数を加えた数(以下この注4において「実利用延べ日数」という。が、当該旧指定特定身体障害者授産施設の加算算定基準数を超えない場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該旧指定特定身体障害者授産施設が、入所者から当該入所者が受けた指定旧法施設支援に係る利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の利用者負担額を超える金額を徴収した場合にあっては、加算しない。 算式

(加算算定基準数 - 実利用延べ日数) × 当該旧指定特定身体障害者授産施設における区分 A の所定単位数 ÷ 実利用延べ日数